

新型コロナウイルスに関する豪州政府の追加措置  
(豪首相府メディア・ステートメント) (3月26日)

3月26日、豪首相府は、25日夜の国家内閣会議を受けて、新型コロナウイルス対策に関する追加措置を発表しました。同追加措置に関する首相府メディア・ステートメントの概要は以下のとおりです。なお、本概要は当館が便宜的に作成したものであり、番号・見出しも便宜的に付したものですので、正確な内容は原文

(<https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-update>,  
<https://www.pm.gov.au/media/further-statement-hairdressers-barbers-and-funerals-national-cabinet>) をご参照下さい。

## 1 全般

連邦首相、州・準州の首相・首席大臣は、3月25日の国家内閣会議でコロナウイルスの迅速な検査と陽性者の接触歴を追跡する取組を支援する措置について議論した。

## 2 コロナウイルスの検査基準の拡大

(1) 国家内閣は、熱又は急性呼吸器感染症を有する次の者を含めるよう検査基準を拡大するとの豪州国家健康保護委員会 (AHPPC) の勧告に合意した。

- 全ての医療従事者
- 全ての高齢者・施設ケア従事者
- 地域の保健当局によりコミュニティ感染のリスクが高いと指定される局所的なエリア
- コミュニティ感染は発生していないものの、2件以上の感染事例が関連しているリスクが高い施設
  - － 高齢者・施設ケア
  - － 地方・遠隔地の先住民やトレス海峡諸島民のコミュニティ
  - － 拘置所／矯正施設
  - － 寄宿舍
  - － 居住施設がある軍事基地（海軍の艦船を含む）

(3) 国家内閣は、治療を行う臨床医の裁量により原因不明の発熱及び急性呼吸器症状を伴う入院患者を検査対象に含めることに同意した。

(4) 上記は最低限の検査基準であり、州・準州は、対応能力があれば、検査基準を独自に拡大する裁量を有する。

## 3 緊急でない手術 (non-urgent elective surgery) の一時停止

(1) 国家内閣は、全ての緊急でない手術を一時停止するという州・準州に対する勧告を承認した。

(2) 国家内閣は、私立病院における準緊急 (semi-urgent) のカテゴリー 2 及びカテゴリー 3 の手術の一時停止の期限を 4 月 1 日 23 時 59 分に延長することに同意した。

#### 4 全国的に一貫した自己隔離の指示

国家内閣は、コロナウイルスに感染していると診断された者に対する全国的に一貫した自己隔離の指示を行うことに合意した。

#### 5 追加措置

国家内閣は、3 月 27 日の次回会議において更なる追加を値の必要性を検討する。

#### 6 美容院、葬儀に関する措置の緩和

(1) 理髪店や美容院に関して発表された措置の実施に関するフィードバックを受けて、州・準州首相は、3 月 25 日の国家内閣で、1 人の顧客あたり 30 分に関する指示を即時解除することに合意した。但し、4 平方メートルあたり 1 人のルールは厳格に遵守されなければならない、顧客来店中の接触は可能な限り最小限に抑えられるべきである。

(2) 葬儀への出席に関し、困難な場合は州・準州が例外を設けることができることが留意された。但し、これは厳しい場合 (at the margin) に限定される。

(了)